機能ID	機能名称			機能要件	実装区分			適合基準日
	大分類	中分類	小分類		指定都市	中核市	一般市区町村	
0010573	―	20.1 住民票の写し等	20.1.4　住民票の除票の写し	レイアウトは、省令様式第１号及び様式第２号に規定する住民票の写しのレイアウトに以下の変更を加えたものとすること。 （変更箇所） ・表題の「住民票」の次に「（除票）」を加える。 ・統合記載欄に、除票記載事項を記載する。 ・認証文の「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。」を「この写しは、住民票の除票の原本と相違ないことを証明する。」に改める。 ・確認事項として「この証明書は、転出証明書の代わりに、転入届に添付すべき書類として発行したものである。」といった文言を記載するか選択できる。 ・氏名の振り仮名に関する注釈の「※戸籍において氏又は名の振り仮名の届出がされていない場合は、【氏空欄】又は【名空欄】と表示されます。」を「※除票となった時点で、戸籍において氏又は名の振り仮名の届出がされていない場合は、【氏空欄】又は【名空欄】と表示されます。」に改める。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010482	―	20.2 住民基本台帳の一部の写し	20.2.1　住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）	住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）について、省令様式第９号に従い、PDF又はCSVにより出力できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010574	―	20.3 転出証明書等	20.3.1　住民基本台帳法第24条の２第３項の規定に基づく通知がされた場合の転入届/転居予約を利用した転居届	住民基本台帳法第24条の２第３項の規定に基づく通知がされた場合の転入届について、省令様式第11号に従い、以下の項目を直接印刷により出力できること。 （別表第二の機能ID0010574の項の項目詳細の欄を参照） また、本様式の余白欄については本告示では規定しない。 なお、異動する（した）日本人の振り仮名の項目については、同法第７条の記載事項として住民票に記載される振り仮名のみを印字することとする。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010575	―	20.3 転出証明書等	20.3.1　住民基本台帳法第24条の２第３項の規定に基づく通知がされた場合の転入届/転居予約を利用した転居届	転居予約を利用した転居届について、省令様式第11号に従い、以下の項目を直接印刷により出力できること。 （別表第二の機能ID0010575の項の項目詳細の欄を参照）	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010485	―	20.3 転出証明書等	20.3.1　住民基本台帳法第24条の２第３項の規定に基づく通知がされた場合の転入届/転居予約を利用した転居届	住民基本台帳法第24条の２第３項の規定に基づく通知がされた場合の転入届又は転居予約を利用した転居届について、省令様式第11号に従い、実装必須機能に示した項目をCSV形式によりデータ出力できること。	○	○	○	―
0010486	―	20.3 転出証明書等	20.3.2　転出証明書	転出証明書について、省令様式第11号に従い、直接印刷により出力できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010535	―	20.3 転出証明書等	20.3.2　転出証明書	転出証明書に転出証明書の内容を示す二次元コードを印字すること。 また、当該二次元コードにおいて、縮退せず、SJISで符号可能なJIS X 0208と一意に変換できない文字があった場合に、行政事務標準文字図形名を示す二次元コードを印字すること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010488	―	20.3 転出証明書等	20.3.2　転出証明書	転出証明書の末尾には、認証文を記載できることとし、複数枚に及ぶ場合には、最終ページ（通称の記載及び削除に関する事項がある場合は、当該事項も含む。）の末尾に認証文を印字できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010489	―	20.3 転出証明書等	20.3.3　転出証明書に準ずる証明書	転出証明書に準ずる証明書について、直接印刷により出力できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日